

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社によるリサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可に係る申請等に関する面談」

2. 日 時 : 令和3年1月14日(木) 16時45分～19時45分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

石井企画調査官、古作企画調査官、上石安全審査官、尾崎安全審査専門職、森野安全審査専門職

リサイクル燃料貯蔵株式会社

貯蔵保全部長 他10名

5. 要旨

- (1) リサイクル燃料貯蔵株式会社(以下「RFS」という。)から、今後の設計及び工事計画の認可申請(以下、「設工認申請」という。)について、配布資料に基づき行政相談があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘した。
 - ・耐震設計等の基本設計方針については、分割申請であっても初回申請時に施設全般に共通するものとして記載すること。
 - ・個々の設備の仕様については、資料1-1でグループ2、3としている設備であっても、許可整合性や基準適合性の観点から明確にすべき性能等は、グループ1としている設備と同様に表形式で記載すること。
 - ・工事の方法については、今後の使用前事業者検査の実施方針も考慮して記載すること。
 - ・申請書に添付する書類の構成については、許可整合性、QMS、技術基準適合性ごとにまとめた上で、技術基準適合性を説明する書類については、説明対象とする技術基準条文等の内容(基本的安全機能に関する項目か、耐震性等の施設全般に共通する項目か等)を踏まえて添付の順番等を整理すること。また、初回申請においては、申請範囲に関連しない項目についても添付し、全体としての説明方針を明確にすること。

- ・重要度に応じた記載の程度については、許可や技術基準で性能が定められている設備は具体的な仕様まで記載し、単に設置が求められている設備は基本設計方針のみ記載するなど、関連条文も念頭に置きつつ、内容に応じて整理すること。また、添付書類においては、類型化による効率的な対応についても検討すること。
 - ・日本原燃にも同様の内容を指摘していることから、検討事項を整理した上で連携して整理すること。
- (3) RFS から、上記の指摘を踏まえ 1 月中に申請の骨格を固め、2 月中に申請できるよう、改めて相談したい旨の回答があった。

6. 配布資料

- ・資料 1-1 使用済燃料備蓄センター設工認申請書作成の基本的考え方について
- ・資料 1-2 設工認申請書の構成（案）
- ・資料 1-3 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
- ・資料 1-4 設備機器等の重要度に応じた設工認申請書の記載（例）
- ・資料 1-5 設工認申請書作成要領（案）